相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南魚沼市六日町一九九六番地、最後の住所新潟県南魚沼市六日町一七七一番地
被相続人　亡　佐藤　考次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十二日
新潟県南魚沼市美佐島二一四三番地
相続財産管理人　関　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市粟津町ワ三八番地一号一、最後の住所埼玉県川越市仙波町三丁目二一番地一
被相続人　亡　坂田　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十二日
石川県小松市芦田町二丁目一八番地
相続財産管理人　司法書士　潮津　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市中津川一八〇二番地一〇、最後の住所岐阜県中津川市瀬戸一三八七番地の八瀬戸の里　被相続人　亡　田口　好一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十二日
事務所岐阜県中津川市日の出町三―四五
相続財産管理人　弁護士　山本　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市千旦林一四四七番地一二、最後の住所岐阜県中津川市千旦林一四四七番地の一二　被相続人　亡　宮地　一法

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十二日
事務所岐阜県瑞浪市寺河戸町一二四三番地の五フレンドリー瑞浪Ⅱ六〇一号室　瑞浪法律事務所
相続財産管理人　弁護士　可児　恵太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市近島二丁目六番、最後の住所岐阜県岐阜市近島二丁目六番四一号
被相続人　亡　藤井　重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十二日
事務所岐阜市明徳町一〇番地杉山ビル三階　溝口・後藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　溝口　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市伝法三六〇六番地、最後の住所静岡県富士市今泉三三〇八番地の四
被相続人　亡　山本　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十二日
静岡県富士市吉原四丁目六番一九号
相続財産管理人　長橋　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市幸区紺屋町六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西村　秀司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十二日
愛知県名古屋市東区泉二丁目二二番一七号ゑむづビル二階　高橋直紹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高橋　直紹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市桐ケ丘五丁目一〇二番地一五、最後の住所愛知県半田市桐ケ丘四丁目三二番地
被相続人　亡　伊藤　和巳

平成二十五年六月十二日
事務所岐阜県瑞浪市寺河戸町一二四三番地の五フレンドリー瑞浪Ⅱ六〇一号室　瑞浪法律事務所
相続財産管理人　弁護士　可児　恵太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市近島二丁目六番、最後の住所岐阜県岐阜市近島二丁目六番四一号
被相続人　亡　藤井　重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十二日
事務所岐阜市明徳町一〇番地杉山ビル三階　溝口・後藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　溝口　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市伝法三六〇六番地、最後の住所静岡県富士市今泉三三〇八番地の四
被相続人　亡　山本　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十二日
静岡県富士市吉原四丁目六番一九号
相続財産管理人　長橋　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市幸区紺屋町六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西村　秀司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十二日
愛知県名古屋市東区泉二丁目二二番一七号ゑむづビル二階　高橋直紹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高橋　直紹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市桐ケ丘五丁目一〇二番地一五、最後の住所愛知県半田市桐ケ丘四丁目三二番地
被相続人　亡　伊藤　和巳

平成二十五年六月十二日
事務所岡山県津山市津山口七五―一吉村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉村　清人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県宮古島市平良字久貝九一一番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平良ヨシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十二日
沖縄県宮古島市城辺字下里添一七三番地一
相続財産管理人　砂川　充

住宅型式性能認定に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｊ22号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第31条第１項の規定により住宅型式性能認定を行ったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年６月12日　日本ＥＲＩ株式会社
代表取締役　中澤　芳樹

平成12年建設省告示第1655号第１号に掲げる住宅（認定年月日：平成25年３月27日）

トヨタホーム株式会社（愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号）

省エネルギー対策等級―等級４

T1170407Ab011015a、T1170407Ab011014a

T1170407Ab011015a

省エネルギー対策等級―等級３

T1170307Ab011013a、T1170307Ab011014a

T1170307Ab011015a

平成12年建設省告示第1655号第１号に掲げる住宅（認定年月日：平成25年４月３日）

エス・バイ・エル株式会社（大阪府大阪市北区天満橋一丁目８番30号ＯＡＰタワー５Ｆ）

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級３

T010307Aa0210110、T010307Aa0210111

T010307Aa0210112、T010307Aa0210114

T010307Aa0220110、T010307Aa0220111

T010307Aa0220112、T010307Aa0220114

T010307Aa0230109、T010307Aa0230115

T010307Aa0230116、T010307Aa0230117

T010307Aa0230123